

一般財団法人福岡県建築住宅センター

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第 号。以下「法」という。）第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る料金の額)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査に係る料金の額は、技術的審査依頼一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(附則)

この規程は、平成24年12月4日より施行する。

(附則)

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

(附則)

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

(単位：円、税込(税率10%))

用途	戸数	技術的審査料金
一戸建ての住宅 長屋、重ね建て住宅、 共同住宅（共用部分を除く）	1	39,600
長屋、重ね建て住宅、 共同住宅（共用部分を除く）	2～5	78,100
	6～10	105,600
	11～25	144,100
	26～50	199,100
	51～	別途見積
<p>※ 計画変更の場合の料金は上記審査料金（税抜）の2分の1の額とし、1,000円未満を切捨てる（消費税は別途）。</p> <p>ただし、申請書の記載事項のみの変更については、1住戸につき2,200円とする。</p>		